(公財)水道技術研究センター会員 各位　　**第３５１号**　平成 25 年 2 月 8 日

JWRC 水道ホットニュース

（公財）水道技術研究センター
〒105-0001 東京都港区虎ノ門 2-8-1
虎ノ門電気ビル２Ｆ
TEL 03-3597-0214, FAX 03-3597-0215
E-mail　jwrchot@jwrc-net.or.jp
URL　http://www.jwrc-net.or.jp

英国における民営水道事業の動向及び水法（草案）の提出等について（その１）

（はじめに）

英国のイングランド及びウェールズでは 1989 年に水道事業が民営化され、日本においても大きな注目を集めました。そして、水道事業民営化から 20 年余りが経過しました。

この間、以下に紹介するように、「水サービス規制庁（Ofwat）と上下水道セクター」には様々な出来事がありました。

一方、英国では民営化水道事業をさらに改革すべく、2012 年 7 月、水法（草案）が英国国会に提出されました。

そこで、以下に、英国における民営水道事業の動向及び水法（草案）の提出等について、その概要を紹介することとします。

なお、翻訳の内容に誤り等がありましたらご容赦いただくとともに、出典を示していますので、ご関心のある方は原文を確認していただくようお願いします。

（参考１）Draft Bills
http://www.parliament.uk/about/how/laws/draft/
（参考２）英国の政府提出法案の立案過程
http://www.ndl.go.jp/jp/data/publication/refer/pdf/073105.pdf
（参考３）イギリスにおける民営化及び規制改革 ： 鉄道事業を中心に
http://hermes-ir.lib.hit-u.ac.jp/rs/bitstream/10086/21192/1/hogaku0100302510.pdf
（参考４）イングランドとウェールズの水道 - 自治体国際化協会
http://www.clair.or.jp/j/forum/c_report/pdf/077-1.pdf

１．水サービス規制庁（Ofwat）と上下水道セクター：民営化後の主な出来事

1989 年

1989 年水法

上下水道セクターの民営化への道を開くため、流域管理庁（Water Authority）は 10 の上下水道会社に移行し、1989 年 11 月、ロンドン証券取引所に上場した。残存したその他の 29 の民間会社は全国で水道サービスのみを提供している。

イングランド及びウェールズの水道産業を規制するため Ofwat を設立

上下水道セクターの経済的規制機関である Ofwat（Office of Water Services）が設立される。初代長官は Ian Byatt である。民営化により、他の 2 つの規制機関が創設され、飲料水検査官事務所（DWI : Drinking Water Inspectorate）は飲料水質を監視し、国家河川庁（NRA : National Rivers Authority）（現在は環境庁）は水源、河川及び環境汚染を監視することとなった。

料金制限の設定

料金制限は、10 年間において平均年間上昇はインフレを約 5%上回ることで、環境及びウェールズ閣内相により設定される。

1991 年

1991 年水道産業法及び 1991 年水源法

国家河川庁及び上下水道事業者に直接関係する法律は、2 つの統合法である、1991 年水道産業法及び 1991 年水源法に再編された。この法律では、新たな法制はなく、単に既存の規定を整理したものであった。

1992 年

1992 年競争及びサービス（事業体）法

民営化事業体を所掌する全ての規制組織に適用するもので、この法律は当該セクターにおける紛争を裁定するとともに競争の機会を拡大するために Ofwat の権限を増大するものである。

1994 年

Ofwat が料金制限を発表

Ofwat が、年間平均上昇率はインフレを 1%上回ることで、イングランド及びウェールズの 31 水道会社に対する料金制限を見直す。

都市下水処理指令

EU 指令は、環境を保護するために家庭及び工業施設からの排水の収集及び処理を規制するものである。

1995 年

1995 年環境法

環境法は、環境庁を設置するため、国家河川庁、王立汚染検査官（Her Majesty's Inspectorate of Pollution）及び地方自治体の廃棄物部門を統合するものである。また、水の有効利用を促進するため、

会社に対して新たな義務を導入するものである。

1996 年

Ofwat が Yorkshire Water の審理を完了する。

Ofwat は、漏水を制御し、予期しない断水を最少化し、そして、下水の氾濫を制御することについて、Yorkshire による重大な不履行を見つける。

1997 年

初めて顧客が変更する

Buxted Chicken 株式会社が水道供給事業者を変更する最初の商業顧客となる。

1998 年

会社による渇水時の補償支払い

1997 年及び 1998 年における免許の更新において、（異常な環境でなければ）渇水指令のもとで欠くことのできない水供給が中断した顧客に対して補償支払いすることについて会社の合意をみる。

1999 年

Ofwat が 2005 年までの料金を発表する

Ofwat による 2 回目の料金見直しにより、イングランド及びウェールズ全域で 2005 年までに平均 12%の料金値下げをする。

1999 年水道産業法

1991 年法の主な改正は、料金不払い者に対して家庭への給水接続を断つという会社の権限を廃止するとともに、強制的にメーター計量する権限を限定することである。また、脆弱なグループに向けた特別の規定を認めるものである。

会社民営化以来、最初の新規参入者

Ofwat は、Deeside 地区の Shotton Paper に対して給水する許可を Albion Water に与える。

2000 年

Philip Fletcher が長官（Director General）となる

Philip Fletcher が 2 代目の長官となる。

2 つの会社が Ofwat の決定に対して提訴する

Mid Kent Water 及び Sutton & East Surrey Water は、料金制限に関する Ofwat の決定後に、競争委員会に提訴する。

水枠組み指令が発効する

水に関する EU 法制を合理化することをねらいとして、指令は EU 全域の水質に対する基準を増やすものである。それは、地表水及び地下水を含む全ての水に対する水の保護の範囲を拡大するものであり、2027 年までのフェーズ分けした期限において「良好な水の状態」に向けた目標を設定するものである（詳細は、2009 年を参照）。

2003 年

2003 年水法

この法律は、Ofwat の長官を評議員会役員に置き換えるものである（変更は 2006 年に実施された）。法律は、特定の要求事項違反に対して罰金を科する能力を導入するものであり、また、適切な場合には、効果的な競争を促すことにより、消費者の利益を保護するための基本的な義務を追加設定するものである。また、法律は、WaterVoice を独立した消費者による監視人である水消費者協議会（Consumer Council for Water）に置き換えるものである（変更は 2005 年に実施された）。

2004 年

Ofwat が 2010 年までの料金を設定する

Ofwat による 3 回目の料金見直しにより、2005 年から 2010 年の間に平均で 18%の料金上昇となるが、会社の要求よりも 3 分の 1 少ないものである。

2006 年

Ofwat が評議員会、会長及び新任の最高責任者で構成される

2003 年水法に従い、Ofwat は役員及び外部役員による評議員会に再構築される。会長には Philip Fletcher、最高責任者（Chief Executive）には Regina Finn が指名される。

Thames Water が漏水目標を達成できなかったために代価を支払う

会社が漏水目標に到達できなかったことにより、漏水している水道管の追加の布設替を行うため、Ofwat は Thames Water から法的に拘束力のある合意を取り付ける。会社は、株主の費用で 150 百万ポンドの追加の投資を行うことに合意する。

2007 年

Ofwat が新規供給事業者を発表する

Ofwat は、民営化以来、最初の新規上下水道会社の設立を発表する。新たに任命された Scottish and Southern Energy Water は、Wiltshire の新規開発に対して下水サービスを提供する。

Ofwat が United Utilities に対して 8.5 百万ポンドの罰金を科する

United Utilities は、関連会社との取引協定を律する規則を犯したことに対して 8.5 百万ポンドの罰金を科せられる。

South East Water が Mid Kent Water の後継となる。

競争委員会は、Kent 地域の一部に対する水道供給事業者として、South East Water が Mid Kent Water を引き継ぐことに合意する。

Severn Trent が漏水目標を達成できなかったために代価を支払う

会社が漏水目標に到達できなかったことにより、漏水している水道管の追加の布設替を行うため、Ofwat は Severn Trent Water から法的に拘束力のある合意を取り付ける。会社は、株主の費用で 45 百万ポンドの追加の投資を行うとともに、顧客に対する料金を値下げすることを約束する。

2008 年

Pitt レビューの完了：「2007 年洪水からの教訓」

2007 年夏の深刻な洪水に対応して、Pitt レビューは増大する洪水リスクに国が対応する方法について緊急かつ抜本的な改変を求める。

Ofwat が Southern Water に対して 20.3 百万ポンドの罰金を科する

Suthern Water は、故意に情報を誤って報告するとともに顧客に対するサービスが不十分であったことに対して 20.3 百万ポンドの罰金を科せられる。

Ofwat が Thames Water に対して 9.7 百万ポンドの罰金を科する

Thames Water は、情報を誤って報告するとともに顧客に対するサービスが不十分であったことに対して 9.7 百万ポンドの罰金を科せられる。

Ofwat が Severn Trent に対して 35.8 百万ポンドの罰金を科する

Suthern Water は、故意に虚偽の情報を提供するとともに顧客に対するサービスが不十分であったことに対して 35.8 百万ポンドの罰金を科せられる。

2009 年

Ofwat は顧客に対する料金を横這いとする

Ofwat の決定は、2015 年までに平均料金を 3 ポンド下げて 340 ポンドとするものであり、それは会社が求めたものよりも 10%少ない。

Cave レビューの完了

Martin Cave 氏による独立レビューは、水セクターにおける競争及び革新を高めるための方策を提言するものである。

Walker レビューの完了

家庭の上下水道サービスに対する料金請求についての Anna Walker 女史による独立レビューが完了する。

民営化以来 20 年

民営化以来 20 年間において、イングランド及びウェールズ全域で約 85 百万ポンドが投資された。達成されたものは、以下のとおりである。

・漏水は、1990 年中頃のピークから約 3 分の 1 減少している。
・水浴場は、1990 年の 78%と比べると、98.6%が要求基準に適合している。
・飲料水水質基準は、現在、欧州で最良に匹敵する。

最初の流域管理計画が完成

EU 水枠組み指令の主要部分である本計画は、行政区域又は境界ではなく、流域を対象として計画することによって水環境を保護することを目的としている。

2010 年

Bristol Water が競争委員会に提訴する

Bristol Water は、料金制限に関する Ofwat の決定後、競争委員会に提訴する。

2010 年洪水及び水管理法

Pitt レビューに応じて、法案は、環境庁に対して全ての洪水リスクの概要を説明し、より持続可能な排水システムを促進し、水セクターにおける不良債権の減少を助けることに努め、そして、会社が

社会的料金を設定・実施することを認めている。

2011 年

水セクターにおける Ofwat 及び消費者代表の政府レビュー（Gray レビュー）

Defra（環境・食糧・農村地域省）内においてではあるが、David Gray 氏によって自主的に行われた最終レビューが 2011 年 7 月に刊行された時、Ofwat はそれを歓迎した。

私有下水管渠の移管

2011 年 10 月 1 日、イングランド及びウェールズの上下水道会社は、以前は建物敷地の所有者の責任であった私有下水管渠について責任を負うこととなった。

Ofwat が将来の料金制限及び法令遵守に関する国民の意見を聴取する

Ofwat が、料金制限を設定するための枠組み案について意見聴取するとともに、法令遵守に関わる 2 つの重要な変更についての提案を提示する。

水白書（Water White Paper（'Water for life'））が公表される

白書は、2030 年までとそれ以降を通じた、イングランドにおける持続可能な上下水道セクターのための政府の包括的な政策を提示する。

（出典）

History of the water and sewerage sectors
http://www.ofwat.gov.uk/industryoverview/history
Key milestones: Ofwat and the water and sewerage sectors
http://www.ofwat.gov.uk/mediacentre/fastfacts/prs_web_timeline.pdf

（文責）センター専務理事　　　　安藤　茂

配信先変更のご連絡等について

「ＪＷＲＣ水道ホットニュース」配信先の変更・追加・停止、その他ご意見、ご要望等がございましたら、会員様名、担当者様名、所属名、連絡先電話番号をご記入の上、下記までＥ-メールにてご連絡をお願いいたします。
〒105-0001　東京都港区虎ノ門2-8-1 虎ノ門電気ビル２Ｆ　（公財）水道技術研究センター　ホットニュース担当
Ｅ-ＭＡＩＬ：jwrchot@jwrc-net.or.jp
ＴＥＬ　０３－３５９７－０２１４　　ＦＡＸ　０３－３５９７－０２１５
また、ご連絡いただいた個人情報は、当センターからのお知らせの配信業務以外には一切使用いたしません。

水道ホットニュースのバックナンバーについて

水道ホットニュースのバックナンバー（第58号以降）は、下記アドレスでご覧になれます。
http://www.jwrc-net.or.jp/hotnews/hotnews-h24.html